



金 沢 市 公 報

第 2 6 7 7 号 の 2

平成22年(2010年)12月13日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
規 則	
金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課) 1

規 則

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月13日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第62号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の5条を加える。

(電子情報処理組織による申告等の指定)

第2条の2 条例第3条の3第1項の規定により同項の電子情報処理組織を使用して行わせることができる申告等(同項の申告等をいう。以下この条において同じ。)又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第2条の6において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項の電子情報処理組織を使用して行わせることができる通知(第2条の6に規定する通知をいう。以下この条において同じ。)は、別表に掲げる申告等又は通知とする。

(電子情報処理組織の指定)

第2条の3 条例第3条の3第1項の規定により同項の電子情報処理組織を使用して行う同項の申告等(次条から第2条の5までにおいて「電子申告等」という。)は、市長が別に指定する法人が運営するシステムを用いて行うものとする。

2 市長は、前項の規定により指定した法人の名称及び住所並びにシステムの名称を告示するものとする。

(電子申告等の方法)

第2条の4 電子申告等を行う者は、条例第3条の3第1項の市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は同項の申告等を書面等(同項の書面等をいう。第2条の6において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該電子申告等をする者の使用に係る同項の電子計算機から入力して、当該電子申告等を行わなければならない。

2 前項の規定により電子申告等を行う者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。次項及び次条において同じ。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(同項第2号に規定する電子証明書をいう。次項及び次条において同じ。)と併せてこれを送信しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成の委嘱を受けた者(次条において「税理士等」という。)が当該委嘱をした者に係る電子申告等をする場合において、当該委嘱をした者を確認するための措置として市長が認めるものを講ずるときは、当該委嘱をした者に係る前項の規定による電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信することを要しない。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第2条の5 条例第3条の3第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって市長が別に定めるものは、

次の各号に掲げる電子申告等の区分に応じ、当該各号に定める措置をいう。

- (1) 次号に掲げる電子申告等以外の電子申告等 電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）
- (2) 前条第3項の規定により税理士等が行う電子申告等 同項に規定する措置
（その他の通知）

第2条の6 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき市長に対して行われる市税の賦課徴収に関する申告、申請、届出その他の通知のうち、当該通知に関する法その他の法令の規定により書面等により行うこととしているもの（条例第3条の3の規定の適用を受けるものを除く。）を情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、法令に特別の定めがある場合を除き、条例及びこの規則の規定の例による。

第4条第1項第2号中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条の2関係）

- 1 法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づく法人の市民税に係る更正の請求に関する書類の提出
- 2 法第317条の2第7項及び条例第32条の2第7項の規定に基づく申告書の提出
- 3 法第317条の6第1項又は第3項の規定による給与支払報告書の提出
- 4 法第317条の6第2項又は第321条の5第3項の規定による届出書の提出
- 5 法第317条の6第4項の規定による公的年金等支払報告書の提出
- 6 法第321条の5の2及び条例第35条の5の3の規定に基づく申請書の提出
- 7 法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項又は第23項及び条例第35条の7第1項の規定による申告書の提出
- 8 法第321条の13第1項の規定による課税標準の分割に関する明細書の提出
- 9 法第328条の5第2項及び条例第38条の6の規定による納入申告書の提出
- 10 法第328条の14の規定による特別徴収票の提出
- 11 法第383条の規定に基づく申告書の提出
- 12 法第701条の46第1項若しくは第3項及び第701条の47第1項若しくは第3項並びに条例第117条の18第1項若しくは第2項又は法第701条の49の規定による申告書の提出
- 13 法第701条の52第1項及び条例第117条の19第1項の規定による申告書の提出
- 14 法第701条の52第2項及び条例第117条の19第2項の規定による申告書の提出

附 則

この規則は、平成22年12月20日から施行する。

平成22年(2010年)12月13日	印刷	発行人	金 沢 市
平成22年(2010年)12月13日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉鉾4丁目166番地